

優良下請業者選定基準

建設局優良下請業者公表要綱実施細目第2及び、建設局各事務所長優良下請業者公表要綱実施細目第2に基づき、選定基準を定める。

I. 選定対象

1. 当該年度の建設局優良工事等公表（局長表彰）又は建設局各事務所長優良工事等公表（所長表彰）の対象となった工事（以下「優良工事」という。）において、品質確保及び安全管理等に著しく貢献した下請業者とする。
2. 選考に当たっては、元下請契約が適正であり、品質確保及び安全管理等に著しく貢献したと認められるものとする。（「下請業者評定報告書」で監督員評価点が75点以上の業者とする。）
3. 次の場合は、選定対象外とする。
 - （1）当該下請業者が、社会的に影響のある不祥事を起こし、公表対象年度及び公表日までに明らかと（新聞報道等）された場合。
 - （2）当該下請業者が、東京都及び国土交通省関東地方整備局発注の元請工事及び関連工事（協定委託等工事）において、事故又は成績不良に起因する指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに受けた場合。（公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。）
 - （3）当該下請業者が、東京都発注及び国土交通省関東地方整備局の元請工事及び関連工事（協定委託等工事）において、事故以外の事由を起因とする指名停止処分を、公表対象年度及び公表日までに受けた場合。（公表対象年度の前年度に指名停止処分を受け、その処分期間が公表対象年度にまたがった場合も含む。）
 - （4）当該工事等において、重大事故^{※1}を起こした場合。

※1 建設局工事安全対策委員会で定める「重大事故」を指す。

重大事故：社会的に影響のある事故又は著しく安全管理を怠ったことによる事故

II. 建設局優良下請業者公表（局長表彰）

1. 各事務所からの各所管部への内申について
各事務所からの各所管部への内申は、優良工事を内申する際に、本選定基準を満足する下請業者を同時に各所管部に内申する。
2. 各所管部からの局長への推薦について
各所管部で局長に推薦する優良工事が決定次第、同時に事務所から推薦された下請業者を推薦する。
3. 表彰件数について
優良工事表彰の対象工事のうち、本選定基準を満足する下請業者数とする。

III. 建設局各事務所長優良下請業者公表（所長表彰）

各事務所長表彰は、優良工事表彰（所長表彰）の対象工事のうち、本選定基準を満足する下請業者とする。

IV. 記載項目

賞状への記載項目は下記項目とする。

- 1 元請工事件名
- 2 下請業者名
- 3 主任技術者名（専任技術者）